

ID: 76

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	団体登録の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例施行規則 第15条		
例 規 番 号	平成23年規則第29号		
【根拠条文】 (登録団体の手続) 第15条 市長は、登録団体の承認を受けようとする団体から次に掲げる書類を添えて団体登録の申請を受けた場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、登録団体とすることを承認する。 (1) 団体の規約又はこれに類するもの (2) 団体の会員名簿 2 市長は、前項の承認をしたときは、登録団体に対し、次に掲げる事項を表示した団体登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。 (1) 登録番号 (2) 団体名 (3) 団体の代表者名 (4) 有効期限 (5) 交付の日 (6) その他市長が必要と認める事項 【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (登録団体の会員数、代表者等) 第14条 条例別表第3備考1に定める登録団体(以下「登録団体」という。)の会員数、代表者等は、次のとおりとする。 (1) 会員数が3人以上であること。 (2) 代表者又は責任者が明確で、かつ、市内に在住し、在勤し、又は在学する者(未成年者を除く。)であること。 (3) その他市長が必要と認めること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日